

研修管理委員会規約

平成 11 年5月 1 日制定
平成 13 年5月 1 日改定
平成 15 年7月 1 日改定
平成 18 年2月 27 日改定
平成 20 年7月 1 日改定
平成 22 年8月 23 日改定
平成 22 年9月 27 日改定
平成 23 年4月 1 日改定
平成 23 年6月 27 日改定
平成 25 年4月 1 日改定
平成 26 年4月 1 日改定
平成 27 年4月 1 日改定
平成 28 年4月 1 日改定
平成 28 年4月 1 日改定
平成 29 年4月 1 日改定
平成 31 年4月 1 日改定
令和 元年6月 1 日改定
令和 2 年4月 1 日改定
令和 3 年4月 1 日改定
令和 4 年4月 1 日改定
令和 5 年4月 1 日改定

(委員会名称)

第1条 この委員会は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令で定められている「研修管理委員会」（以下「委員会」と称する。

(設置年月日)

第2条 この委員会は、平成11年5月1日より設置する。

(目的)

第3条 この委員会は、豊田厚生病院および関連病院、関連施設における医師臨床研修を統括管理することを目的とする。

(協議事項)

第4条 この委員会は、次の事項を協議する。

- 1) 臨床研修プログラムの統括管理
(プログラム作成・検討・各研修プログラムの相互調整など)
- 2) 研修医の全体的管理
(研修医採用募集、他施設への出向、研修中断・修了の可否、処遇、健康管理)
- 3) 研修医の研修進捗状況の把握・評価および、有効な研修が行えるような配慮
- 4) 採用時における研修希望者の評価
- 5) 研修後、中断後の進路についての相談などの支援
- 6) その他、研修に関すること（全体評価・指導医評価を含む）

(構成員・人数)

第5条 委員会の構成員は、以下の者とする。（重複あり）

病院長（管理者）	1名
副院長	5名
薬剤部長（薬剤部責任者）	1名
看護部長（看護部責任者）	1名
事務部長（事務部責任者）	1名
診療協同部長	1名

プログラム責任者・副プログラム責任者	5名
臨床研修指導責任者	1名
各診療科指導責任者	7名
診療協同部	
（診療放射線室・臨床検査室・リハビリテーション室・臨床工学室・栄養管理室）	5名
地域医療福祉連携部	1名
初期研修医1年次・2年次代表	上半期・下半期 各1名
協力型臨床研修病院研修実施責任者	3名
研修協力施設研修実施責任者	3名
院外有識者	2名
事務局	

※プログラム責任者・副プログラム責任者については、プログラム責任者講習会を修了した医師とする。
初期研修医代表は、上半期・下半期で交代する。また、検討項目の内容により一時退席を求めることがある。

（委員長・副委員長）

第6条 この委員会には委員長、副委員長を置き、病院長がこれを指名して、この委員会の運営にあたる。

（招集者及び招集日時）

第7条 委員会の招集は委員長が行う。

委員会は、原則として年3回開催する。但し、委員長が必要と認めた場合は、その都度開催する。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は委員長が選任する。（事務局は教育研修課へ置く。）

（代理出席の有無）

第9条 委員が業務上やむを得ず出席できない場合は、代理出席を認める。

（臨床研修委員会の設置）

第10条 この委員会は、詳細な専門的な検討を要する事項について、下部委員会として臨床研修委員会（規約は別途）を設置し、臨床研修委員会に対し検討を依頼するとともに、臨床研修委員会からの問題提起を受け検討を行う。また、臨床研修委員会の活動内容の報告を受ける。

（意見聴取）

第11条 委員長が必要と認めた時には、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴き、または委員以外の者からの資料の提出を求めることができる。

（秘密保持）

第12条 この委員会の委員として知り得た事項に関しては、自己責任において当該事項の管理を慎重に行い、他に漏らしてはならない。

（情報提供の拒否）

第13条 委員会での協議記録・報告書の提出の申し出が、下記の事項に該当する場合には、記録・報告書等の開示の全部または一部を拒むことができる。ただし、拒む場合は、委員会において慎重な判断を必要とする。

1. 患者本人・家族の利益を害する恐れがあるとき。
2. 関係者の利益を害する恐れがあるとき。
3. 第三者からの情報で、第三者本人の了承を得られないとき。

(付則)

改定された規約、承認及び年月日

平成27年4月1日

- 1) 第1条 改定
- 2) 第3条 改定
- 3) 第5条 構成員・人数改定
- 4) 第7条 改定
- 5) 第10条 追加
- 6) 第11条から13条の条項番号訂正

平成28年4月1日

- 1) 第5条 人数改定

平成29年4月1日

- 1) 第5条 人数改定

平成31年4月1日

- 1) 第5条 構成員・人数改定

令和元年6月1日

- 1) 第5条 構成員・人数改定

令和2年4月1日

- 1) 第5条 構成員・人数改定
- 2) 第7条 招集者及び招集日時

令和3年4月1日

- 1) 第5条 構成員・部署名称改定
- 2) 第8条 改定

令和4年4月1日

- 1) 第5条 構成員・人数改定

令和5年4月1日

- 1) 第5条 構成員・人数改定

臨床研修委員会規約

平成27年4月1日制定
平成28年4月1日改定
平成29年4月1日改定
平成30年4月1日改定
平成31年4月1日改定
令和 元年6月1日改定
令和 2年4月1日改定
令和 3年4月1日改定
令和 4年4月1日改定
令和 5年4月1日改定

(委員会名称)

第1条 この委員会は、臨床研修委員会（以下「委員会」）とする。

(設置年月日)

第2条 この委員会は、平成27年4月1日より設置する。

(目的)

第3条 この委員会は、研修管理委員会の目的を達成できるよう、研修医がプライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度、技能、知識）を身につけ、『患者に適切な医療を提供』できるようになる為に、臨床研修プログラム、各部署、各職種間との連携及び研修医の処遇などを充実させることを目的とする。

(協議事項)

第4条 この委員会は、以下の事項を協議する。

- 1) 臨床研修プログラムの統括管理
(プログラム作成・検討・各研修プログラムの相互調整など)
- 2) 研修医の全体的管理
(研修医採用募集、他施設への出向、研修中断・修了の可否、処遇、健康管理)
- 3) 研修医の研修進捗状況の把握・評価および、有効な研修が行えるような配慮
- 4) 採用時における研修希望者の評価
- 5) 研修後、中断後の進路についての相談などの支援
- 6) その他、研修に関すること（全体評価・指導医評価を含む）
- 7) 医学生の見学・実習の受け入れに関すること

(構成員・人数)

第5条 委員会の構成員は、以下の者とする。（重複あり）

病院長（管理者）	1名
副院長	4名
プログラム責任者・副プログラム責任者	6名
臨床研修指導責任者	1名
各診療科指導責任者	7名
初期研修医1年次・2年次代表	上半期・下半期 各1名
事務局	

※プログラム責任者・副プログラム責任者については、プログラム責任者講習会を修了した医師とする。

初期研修医代表は、上半期・下半期で交代する。また、検討項目の内容により一時退席を求めることがある。

※上記の構成員以外で、委員会に参加の希望がある場合は随時出席を認める。

(委員長・副委員長)

第6条 この委員会には委員長、副委員長を置き、病院長がこれを指名して、この委員会の運営にあたる。

(招集者及び招集日時)

第7条 委員会の招集は委員長が行う。

委員会は、原則として月1回開催する。但し、委員長が必要と認めた場合、その都度開催する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は委員長が選任する。(事務局は教育研修課へ置く。)

(代理出席の有無)

第9条 委員が業務上やむを得ず出席できない場合は、代理出席を認める。

(研修部会の設置)

第10条 この委員会は、詳細な専門的な検討を要する事項について、研修部会を設置し、研修部会を統括する。委員会は、研修部会に対し、検討を依頼するとともに、研修部会からの問題提起を受け検討を行う。また、研修部会の活動内容の報告を受ける。

(意見聴取)

第11条 委員長が必要と認めた時には、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴き、または委員以外の者からの資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第12条 この委員会の委員として知り得た事項に関しては、自己責任において当該事項の管理を慎重に行い、他に漏らしてはならない。

(情報提供の拒否)

第13条 委員会での協議記録・報告書の提出の申し出が、下記の事項に該当する場合には、記録・報告書等の開示の全部または一部を拒むことができる。ただし、拒む場合は、委員会において慎重な判断を必要とする。

1. 患者本人・家族の利益を害する恐れがあるとき。
2. 関係者の利益を害する恐れがあるとき。
3. 第三者からの情報で、第三者本人の了承を得られないとき。

(付則)

改定された規約、承認及び年月日

平成28年4月1日

第5条 人数改定

平成29年4月1日

第5条 人数改定

平成30年4月1日

第5条 人数改定

平成31年4月1日

第5条 構成員・人数改定

令和元年6月1日

第5条 構成員・人数改定

第7条 招集者及び招集日時

令和2年4月1日

第7条 招集者及び招集日時

令和3年4月1日

第8条 改定

令和4年4月1日

第5条 構成員・人数改定

令和5年4月1日

第5条 構成員・人数改定